

## 愛犬のためにマナーを

### 平成 28 年度 犬登録・狂犬病予防注射接種

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 登録手数料 ※新規登録の犬のみ | 3,000 円 |
| 狂犬病予防注射料金       | 2,570 円 |
| 狂犬病予防注射済票交付手数料  | 500 円   |

| 期日          | 場所            | 受付時間          |
|-------------|---------------|---------------|
| 11月12日<br>⑤ | テクノ仮設団地(A集会所) | 8:00 ~ 8:30   |
|             | 大峯公民館         | 9:10 ~ 9:40   |
|             | 広崎公民館(広崎公園)   | 10:00 ~ 11:00 |
|             | 保健福祉センター はびねす | 11:20 ~ 12:00 |
|             | 馬水南公民館        | 13:00 ~ 14:00 |
| 11月13日<br>⑥ | 上益城農協 旧津森事業所  | 9:00 ~ 9:40   |
|             | 町公民館 福田分館     | 10:00 ~ 10:40 |
|             | 上益城農協 飯野集出荷場  | 11:00 ~ 11:40 |
|             | 役場(環境衛生課前)    | 13:00 ~ 14:00 |

※今年の4月以降に動物病院で注射を受けた場合は、注射の必要はありません。

※この集合注射を受けることができない場合は、最寄りの動物病院で受けてください。その場合は、別に狂犬病予防注射済証代などが必要です。

※通知に問診票を載せていますので、記入を済ませたうえで注射を受けに来てください。

※支払いの際、おつりが出ないようにお願いします。

#### 町内の動物病院

|              |            |
|--------------|------------|
| じんだ動物病院 (広崎) | ☎ 286-2361 |
| ましき動物病院 (馬水) | ☎ 289-0563 |

### 犬はマナーを守って飼いましょう

最近、飼い主のモラルの低下が問題になっており、飼い方への苦情が多数寄せられています。飼い主と愛犬の関係がうまくいっていても、誰かに迷惑をかけていれば正しい飼い方とはいえません。次のことを守り犬を飼いましょう。

- 🐾リード(鎖)無しの散歩、放し飼いをしないようにしましょう。
- 🐾愛犬のフンの後始末をしましょう。
- 🐾犬の登録、狂犬病予防接種をしましょう。
- 🐾犬(ペット)を捨てないで、最後まで責任をもって飼いましょう。

※愛犬のフンの後始末は飼い主の責任です。特に散歩時には、フンを持ち帰ることができる物を用意し、きれいなまちづくりにご協力ください。また、自宅敷地内での飼育も、フンなどの悪臭で近所迷惑にならないようにしましょう。

☎環境衛生課生活環境係 ☎ 289-8077

## 楽しく生きがいのある生活の助け

### 高齢者・障害者タクシー券を 交付します

高齢者や障がいのある人が、健康で楽しく生きがいのある生活を営むための一助として「益城町高齢者・障害者タクシー券」を交付します。

#### 該当要件

外出手段にお困りの人で、以下の要件に該当する人  
※平成 28 年 4 月 1 日以降に手帳を取得した人(高齢者を除く)や転入した人は対象外です。

**高齢者**：75 歳以上(昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれ)の人で、自動車やバイクを持っていない人や運転をしていない人

※介護保険施設に入所中の人は申請できません。

**障がい者**：①昭和 16 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日生まれの人で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持っている人で、自動車やバイクを持っていない人や運転をしていない人  
②平成 10 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持っている人で保護者が自動車を持っていない人や運転をしていない人

※施設に入所または入院中の人は申請できません。

#### 内 容

- ①町と契約した町内のタクシー業者で利用できる  
タクシー券 3,000 円分(500 円券の 6 枚つづり)  
1 人 1 セット限り
- ②有効期限 交付日～平成 29 年 3 月 31 日

#### 申請期間および場所

**高齢者**：対象の可能性がある人には申請書を送付します。

11 月 1 日(火)～18 日(金)

町(中央)公民館正面玄関奥

11 月 21 日(月)～平成 29 年 3 月 31 日(金)

いきいき長寿課

**障がい者**：福祉課にて申請の受け付け、交付を行います。

11 月 1 日(火)～平成 29 年 3 月 31 日(金)

#### 申請に必要なもの

障害者手帳(高齢者を除く)、印鑑、代理人による申請の場合には代理人の本人の確認書類と印鑑

☎いきいき長寿課 ☎ 286-3114

福祉課 ☎ 286-3115